

第 5 8 期島根地方最低賃金審議会

運営小委員会 委員名簿

区分	氏 名	役 職 名
公益代表	藤本 晴久	島 根 大 学 法 文 学 部 法 経 学 科 准 教 授
	松本 洋子	公益財団法人しまね自然と環境財団松江事務所長
労働者代表	石川 昌平	U A ゼ ン セ ン 島 根 県 支 部 長
	景山 誠	日 本 労 働 組 合 総 連 合 会 長 島 根 県 連 合 会 会 長
使用者代表	金井 寿彦	松 江 商 工 会 議 所 常 務 理 事
	橋本 浩一	一 般 社 団 法 人 島 根 県 経 営 者 協 会 事 務 局 長
備考	五 十 音 順 敬称略 令和8年7月14日より	

島根地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程

- 第1条 島根地方最低賃金審議会運営小委員会（以下「委員会」という。）の議事運営は、島根地方最低賃金審議会運営規程に定めるもののほか、この規程に定めるところによる。
- 第2条 委員会は、審議会が指名した、労働者を代表する委員、使用者を代表する委員各2名及び審議会の会長（以下「会長」という。）及び会長代理をもって構成する。
- 第3条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要と認めたときのほか、島根労働局長、又は3分の1以上の委員会の委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、会長が招集する。
- 2 前項の規定により島根労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の1週間前までに、会長に通知しなければならない。
- 3 会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも3日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、島根労働局長に通知するものとする。
- 第4条 委員は、会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話することができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。
- 2 テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第5条第2項及び第3項に規定する会議への出席に含めるものとする。
- 3 委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、その旨を会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 4 委員は、旅行その他の事由により長期間不在となるときは、あらかじめこれを会長に適当な方法で通知しなければならない。
- 第5条 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。
- 2 委員は、会議において発言しようとするときは、会長の許可を受けるものとする。
- 第6条 会議の議事については、議事録を作成する。
- 2 議事録及び会議の資料は、原則として公開する。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。
- 3 議事録を非公開とする場合には、議事録にかえて議事要旨を作成し、公開するものとする。
- 第7条 委員会の結論は、原則として審議会に報告するものとする。
- 第8条 この規程の改廃は、委員会の議決に基づいて行う。

附則

- 第1条 この規程は、令和3年7月6日から施行する。